

介護保険制度 第7期の介護保険料案は「月額基準額を270円引き上げ！」

第7期介護保険事業（平成30年度～32年度）案の介護保険料は、6期の基準月額より270円引き上げられた5,090円となっています。また、介護保険料の対象区分の改正も含まれています。議会で可決された場合、4月1日からの引き上げとなります。

第7期の交野市介護保険料（平成30年度～32年度）

保険料段階	該当する所得額の対象者		賦課割合	年間保険料	増額	
第1段階	①生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者 ②世帯員全員が市民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の者		基準額 ×0.45	29,160円	1,620円	
第2段階	本人が市民税非課税	世帯員全員が 市民税非課税	本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円超120万円以下の者	基準額 ×0.65	41,880円	2,160円
第3段階		本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が120万円超の者	基準額 ×0.75	48,240円	2,400円	
第4段階		課税者がいる 世帯員に市民税	本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下の者	基準額 ×0.90	57,960円	2,940円
第5段階	本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円超の者		基準額 月額 5,360円	64,320円	3,240円	
第6段階	本人が市民税課税	前年分の合計所得金額が120万円未満の者	基準額 ×1.20	77,280円	3,960円	
第7段階		前年分の合計所得金額が120万円以上200万円未満の者	基準額 ×1.30	83,640円	4,200円	
第8段階		前年分の合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	基準額 ×1.50	96,480円	4,860円	
第9段階		前年分の合計所得金額が300万円以上350万円未満の者	基準額 ×1.65	106,200円	5,400円	
第10段階		前年分の合計所得金額が350万円以上500万円未満の者	基準額 ×1.80	115,800円	5,820円	
第11段階		前年分の合計所得金額が500万円以上650万円未満の者	基準額 ×1.90	122,280円	6,180円	
第12段階		前年分の合計所得金額が650万円以上800万円未満の者	基準額 ×1.95	125,520円	6,360円	
第13段階		前年分の合計所得金額が800万円以上の者	基準額 ×2.00	128,640円	6,480円	

第7期の介護保険料の考え方について、市は、①高齢化に伴う要介護認定者の増加 ②介護報酬の0.54%引き上げ ③市内で地域密着型介護老人福祉施設（定員29床）の2箇所増を見込んだための保険給付等の増加としています。

* 所得別の保険料段階の区分変更について

第7段階の保険料

第6期（所得120万以上～190万未満） ⇒ 第7期（120万以上～200万未満）

第8段階の保険料

第6期（所得190万以上～200万未満） ⇒ 第7期（200万以上～300万未満）

第9段階の保険料

第6期（所得200万以上～350万未満） ⇒ 第7期（300万以上～350万未満）